

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
取 得 財 産 価 額		人 6,507	千円 476,283,926
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		130	3,658,672
債 務 控 除 額		3,457	48,366,774
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		769	2,982,534
課 税 価 格		実 6,530	434,558,359
相 続 税 額	算 出 税 額	6,396	59,998,162
	2 割 加 算 額	581	654,776
	計	実 6,396	60,652,938
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	249	258,415
	配 偶 者	1,065	18,926,481
	未 成 年 者	63	16,782
	障 害 者	102	79,685
	相 次 相 続	255	717,324
	外 国 税 額	2	375,541
	計	実 1,650	20,374,228
差 引 税 額	実	5,549	40,294,798
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		46	217,747
小 計		5,545	40,077,051
農 地 等 納 税 猶 予 税 額		142	1,109,705
株 式 等 納 税 猶 予 税 額		5	228,400
申 告 納 税 額	納 付 税 額	実 5,495	38,804,568
	還 付 税 額	実 27	77,186
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		2,380	190,710,000

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までの申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産にかかる基礎控除額」欄の人員は被相続人の数である。
2 「相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
平成 16 年 分	6,733	414,682,796	44,109,978	13,913,721	5,629	27,680,319	2,394
平成 17 年 分	6,901	442,280,596	54,779,013	17,426,282	5,811	35,251,902	2,432
平成 18 年 分	6,483	405,865,291	47,063,718	14,509,269	5,468	31,078,854	2,290
平成 19 年 分	6,791	413,267,205	46,273,046	13,236,571	5,718	31,395,838	2,400
平成 20 年 分	6,530	434,558,359	60,652,938	20,374,228	5,495	38,804,568	2,380

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
鳥取	151	8,446,522	131	450,084	58
米子	138	8,565,392	111	505,140	55
倉吉	55	2,541,203	49	147,455	18
鳥取県計	344	19,553,117	291	1,102,679	131
松江	215	13,481,061	179	943,055	77
浜田	49	2,647,551	39	157,494	15
出雲	127	7,333,042	104	424,040	43
益田	43	3,249,747	39	330,713	14
石見大田	9	637,419	8	48,721	5
大東郷	18	706,738	13	16,781	6
西郷	7	578,672	6	31,875	4
島根県計	468	28,634,230	388	1,952,679	164
岡山東	308	17,446,017	260	1,203,053	101
岡山西	386	25,316,133	329	2,156,395	138
西大寺	80	4,818,518	61	304,393	32
瀬戸	50	2,666,844	40	116,522	22
児島	52	3,380,108	45	328,763	15
倉敷	372	23,613,725	313	1,449,007	151
玉島	96	6,036,303	70	1,065,466	38
津山	123	9,067,462	96	1,092,628	45
玉野	18	983,855	16	38,546	8
笠岡	65	7,937,710	54	1,287,223	25
高梁	19	843,994	15	31,431	6
新見	16	729,413	10	7,295	6
久世	25	1,404,559	21	65,593	8
岡山県計	1,610	104,244,641	1,330	9,146,315	595
広島東	260	16,167,856	234	1,624,381	92
広島南	210	14,309,023	178	1,397,350	74
広島西	274	19,018,706	238	1,990,161	107
広島北	448	26,443,902	381	1,836,159	156
呉	184	12,275,322	160	1,092,781	68
竹原	36	3,044,303	31	480,862	13
三原	72	4,206,355	52	183,972	28
尾道	106	6,105,424	93	293,878	45
福山	452	44,308,681	372	5,895,083	171
府中	139	6,866,584	114	310,136	49
三次	57	3,052,940	45	168,760	17
庄原	18	1,434,308	14	107,335	7
西条	147	9,594,935	108	702,852	56
廿日市	276	18,961,180	241	1,705,032	106
海田	222	13,363,651	186	1,122,278	73
吉田	32	1,607,375	28	80,095	13
広島県計	2,933	200,760,545	2,475	18,991,115	1,075
下関	223	24,279,183	196	3,370,346	74
宇部	112	7,284,194	93	693,814	45
山口	160	10,874,808	136	890,425	62
萩	63	2,227,161	57	129,017	18
徳山	213	11,535,336	177	693,552	75
防府	108	6,695,387	93	443,041	41
岩国	125	8,701,820	110	733,683	41
光	62	3,342,558	56	187,421	20
長門	34	2,560,789	29	294,494	11
柳井	43	2,445,518	35	143,101	17
厚狭	32	1,419,073	29	32,888	11
山口県計	1,175	81,365,827	1,011	7,611,782	415
総計	6,530	434,558,359	5,495	38,804,568	2,380

(注) この表は、「(1) 課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
本 年 分	申 告 額	人 6,539	千円 431,687,503	人 5,503	千円 38,332,463	人 2,380	
	修正申告による増差額	197	3,379,385	293	605,340	129	
	更正による増差額	-	-	-	-	-	
	更正等による減差額	66	-508,529	102	-133,236	49	
	決 定 額	-	-	-	-	-	
	計	実 6,530	434,558,359	実 5,495	38,804,568	実 2,380	
過 年 分	申 告 額	174	8,576,527	153	464,450	87	
	修正申告による増差額	1,265	14,074,443	1,864	2,625,159	718	
	更正による増差額	9	1,003,601	17	394,796	10	
	更正等による減差額	264	-1,951,837	339	-693,833	168	
	決 定 額	1	5,582	1	2,631	1	
	計	実 1,439	21,708,316	実 2,120	2,793,205	実 832	
合 計	申 告 額	6,713	440,264,030	5,656	38,796,913	2,467	
	修正申告による増差額	1,462	17,453,828	2,157	3,230,501	847	
	更正による増差額	9	1,003,601	17	394,796	10	
	更正等による減差額	330	-2,460,366	441	-827,068	217	
	決 定 額	1	5,582	1	2,631	1	
	計	実 7,969	456,266,675	実 7,615	41,597,773	実 3,212	

調査対象等： 「本年分」は平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までの申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成19年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成20年11月1日から平成21年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成18年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	98	42,609	51	3,390	6	9,139
過 年 分	1,419	213,318	139	39,081	170	246,302
合 計	1,517	255,927	190	42,470	176	255,441

5-2 課税価格階級別課税状況

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の 数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
1億円以下	626	52,060,646	1,225,641	384,848	758,425	1,427
1億円超	1,226	167,949,011	1,089,367	986,428	6,758,873	3,873
2 "	292	69,719,378	259,915	449,220	5,562,928	1,039
3 "	168	62,458,906	942,525	625,668	8,085,621	605
5 "	34	19,653,676	-	118,594	3,471,159	111
7 "	17	13,779,543	25,000	81,477	2,849,196	58
10 "	13	18,682,044	20,242	183,677	4,084,054	45
20 "	1	2,039,410	-	10,541	728,758	3
30 "	1	3,764,968	-	40,800	864,457	3
50 "	1	5,722,072	70,000	-	1,314,017	4
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	1	15,857,849	-	55,550	3,854,975	3
合計	2,380	431,687,503	3,632,689	2,936,804	38,332,463	7,171

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階級	法定相続人員別被相続人数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	13	128	223	195	67	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	10	85	241	474	269	101	32	4	8	1	1	-
2 "	1	14	50	94	83	25	10	7	2	4	-	2
3 "	-	4	34	41	60	16	5	6	1	-	1	-
5 "	-	5	4	6	16	2	1	-	-	-	-	-
7 "	-	2	4	3	5	1	-	2	-	-	-	-
10 "	-	-	3	4	3	3	-	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	24	238	559	820	504	148	48	19	11	5	2	2

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産の課税状況

(1) 被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	795	24,268,180
	畑（「」）	962	16,812,854
	宅地（借地権を含む。）	2,171	130,061,755
	山林	798	1,389,476
	その他の土地	775	13,658,609
	計	実 2,211	186,190,875
家屋、構築物		2,124	25,241,383
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	320	590,031
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	55	470,473
	売掛金	76	245,191
	その他の財産	159	673,912
	計	実 429	1,979,607
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	487	30,433,654
	同上以外の株式及び出資	1,556	34,558,266
	公債及び社債	623	11,982,580
	投資・貸付信託受益証券	729	18,538,011
	計	実 1,891	95,512,511
現金、預貯金等		2,369	109,213,460
家庭用財産		1,576	1,163,350
その他の財産	生命保険金等	566	16,884,432
	退職金及び功労金等	170	10,495,920
	立木	140	180,803
	その他の	2,041	26,405,171
	計	実 2,120	53,966,326
合計		実 2,377	473,267,512
相続時精算課税適用財産価額		105	3,632,689
債務		2,042	43,568,055
葬式費用		2,316	4,581,447
計		実 2,348	48,149,503
差引純資産価額		実 2,380	428,750,699
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		428	2,936,804
課税価格		実 2,380	431,687,503

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。